07—02　ＰＵＤＴ

審判廷における廷吏の職務

審判（特許（商標登録）異議の申立て、判定を含む）事件について、口頭審理又は証拠調べを行うため、審判廷を開廷するときは、廷吏は審判長の指揮に従い、以下の職務を行う。

１．審判書記官から口頭審理及び証拠調べの立ち会いの連絡を受けたときは、審判廷内廷吏席につく。

２．当事者などが入廷し始めたときは、それぞれ定位置に着席させたのち、審判書記官に出頭状況を連絡する。

３．審判官が入廷したときは「御起立願います。」と呼んで全員の起立を求める。

４．全員起立ののち、審判長の礼に倣い全員が礼をする。このとき「礼」という号令はかけない。

５．事件の呼上げをする（→33—05）。

６．証人尋問の初めに証人が宣誓書を読みあげるときは「御起立願います。」と呼んで全員の起立を求める。

７．証人が２名以上のときは、証人全員が宣誓書の署名を終えたのち、審判長の指示に従って、のちに尋問する証人を控室に案内して待機させ、審判長の指示に従って順次証人を審判廷に呼び戻す。

８． 証拠物件その他当事者、証人と審判官との間に往復する物件があるときは、審判長の指示に従ってすみやかにその持ち運びを行う。

９． 証人尋問を行ったとき、審判長が証人尋問を終了する旨を告げても、引き続き口頭審理に移行するときは、全員の起立を求めない。

１０． 証人に対する旅費、日当等の支払のため、尋問が終った証人に必要な措置をする（→35―01 の５．(3)）。

１１． 開廷中は制服、制帽を着用し、礼節を保持し、審判廷の秩序を乱すような言動のある者、不行儀な傍聴人などがあるときは、その者に対して「審判長から注意を受けるといけませんから、自重してください。」と小声で注意し、特に審判長から指示を受けたときは、その指示に従って言動を取り締り、退廷させるなどの処置をとる。

１２． 閉廷にあたって、審判長が口頭審理又は証拠調べを終了する旨を告げたときは「御起立願います。」と呼んで全員の起立を求める。全員起立ののち「礼」の号令をかけないことは開廷の際と同様である。

１３． 全員退廷のあと、遺失物の有無の点検、備品の整頓などを行う。

なお、以上の職務を審判書記官が廷吏に代わって行うこともある。

（改訂 R5.12）